

## 山形県

### 農業用以外の各殺虫剤(有効成分)の使用目的別使用量 (令和元年度)

(E+nは×10<sup>n</sup>、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	慣用名	使用量(kg/年)				使用量 合計
		家庭衛生害 虫用	防疫衛生害 虫用	家庭不快害 虫用	シロアリ 防除用	
22	フィプロニル		3.2E-4	1.9E-1	1.9E+1	19.1
64	エトフェンプロックス	1.1E+1	9.4E+0	2.8E+0	8.8E+0	32.2
117	テブコナゾール				1.5E+0	1.5
139	トラロメトリン			5.1E+0	7.6E-1	5.9
140	フェンプロパトリン			1.7E+0		1.7
153	テトラメトリン	9.7E+1	1.6E+0	9.1E+1	4.2E-2	189.6
181	ジクロロベンゼン	1.8E+2	1.3E+2			314.3
225	トリクロルホン		2.8E+0			2.8
248	ダイアジノン		4.2E-1			0.4
251	フェニトロチオン		7.9E+1	1.4E+0	3.6E-2	80.1
252	フェンチオン	2.3E+0	4.0E+1			42.5
256	デカン酸				1.7E+0	1.7
350	ベルメトリン	6.6E+0	2.2E+1	6.8E+0	2.6E+1	60.9
405	ほう素化合物		2.7E-1	8.2E+0	1.1E+0	9.6
427	カルバリル			6.8E+1		67.9
428	フェノプカルブ			5.0E+1	6.9E+1	119.4
457	ジクロールボス	4.5E+1	3.6E+2			408.9
合 計		3.4E+2	6.5E+2	2.4E+2	1.3E+2	1358.4

注)農業用の殺虫剤については、「各農薬(有効成分)の使用先別使用量」に表示され、この表には含まれていません。

注)衛生害虫…蚊、ハエ、ゴキブリ、ノミ、ナンキンムシ、イエダニ、シラミ、屋内塵性ダニ類等薬事法で規定された虫  
不快害虫…ハチ、ブユ、ユスリカ、ケムシ、ムカデ等